
建設業の働き方改革の推進 ～適正な工期について～

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部
建設産業・地方整備課

■ インフラ整備、メンテナンスの担い手

■ 地域経済や雇用の基本

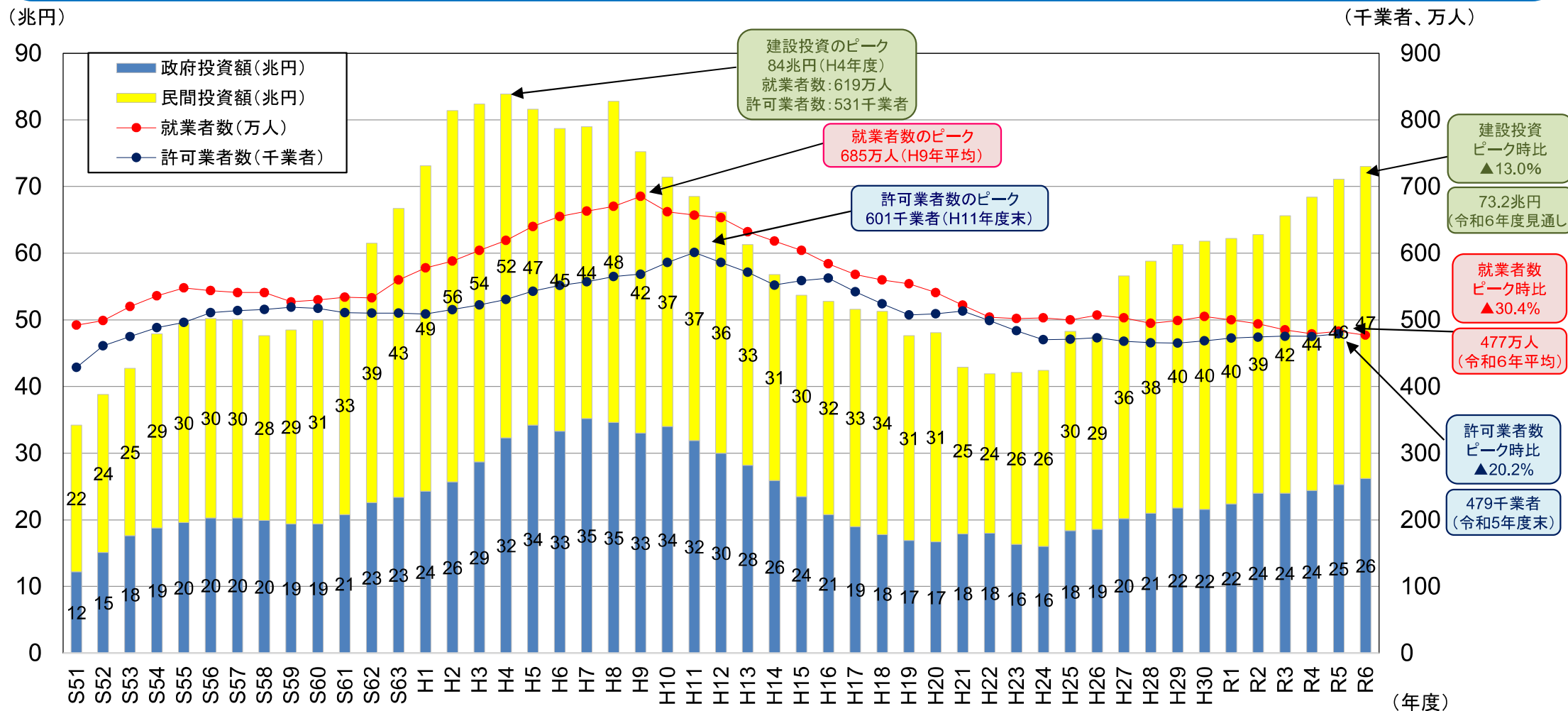
地域を
支える重要
な役割！



■ 災害が発生すれば最前線で安全・安心の確保を担う地域の守り手

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度（2021年度）まで実績、令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）は見込み、令和6年度（2024年度）は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修（改装・改修）投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

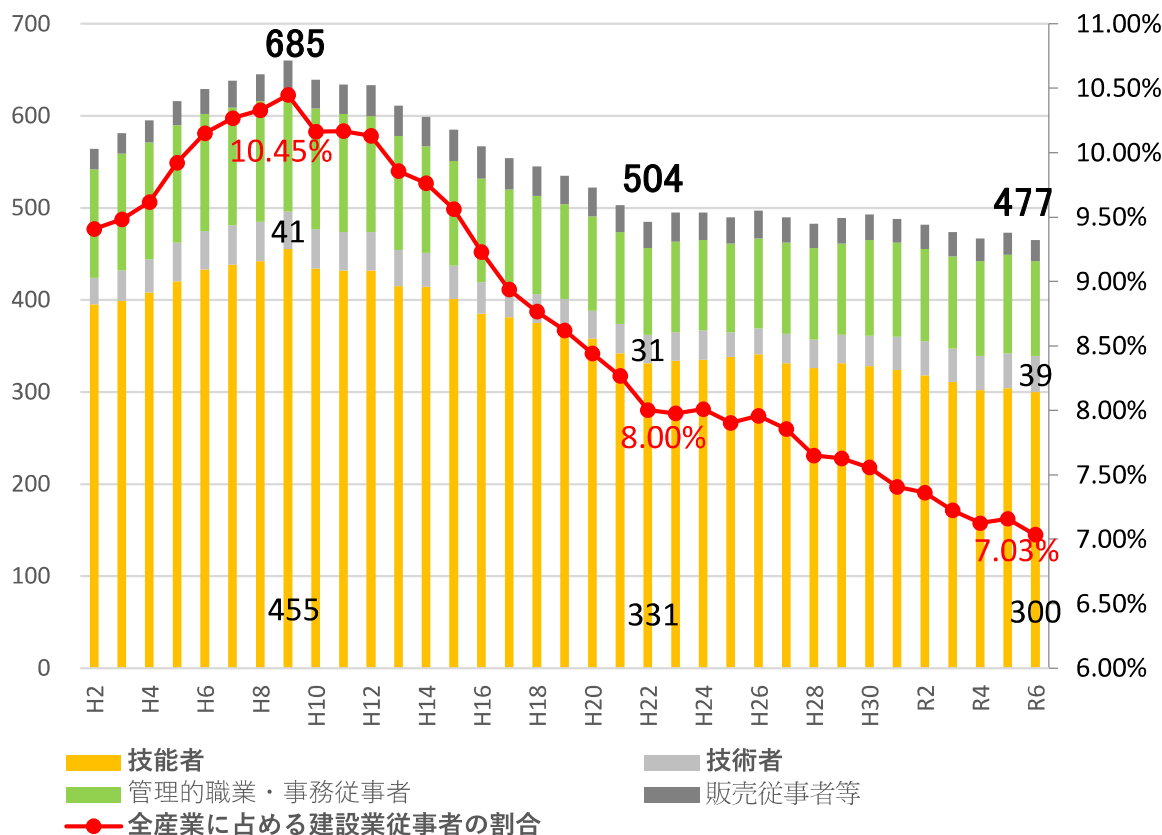
○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

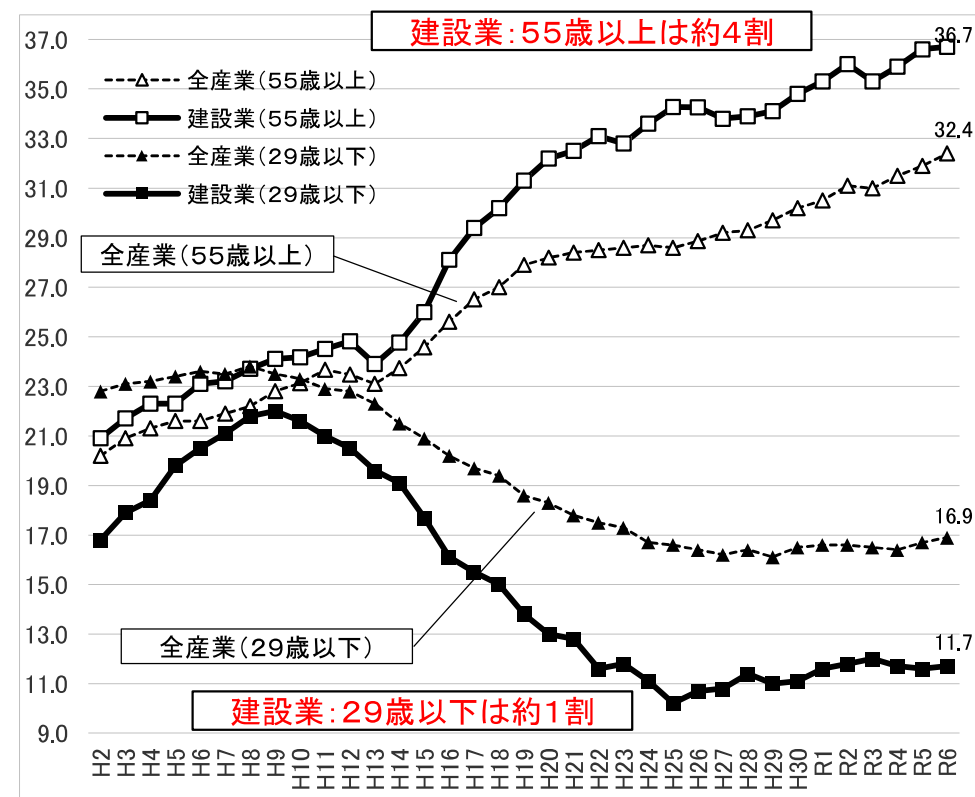
3

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(%)

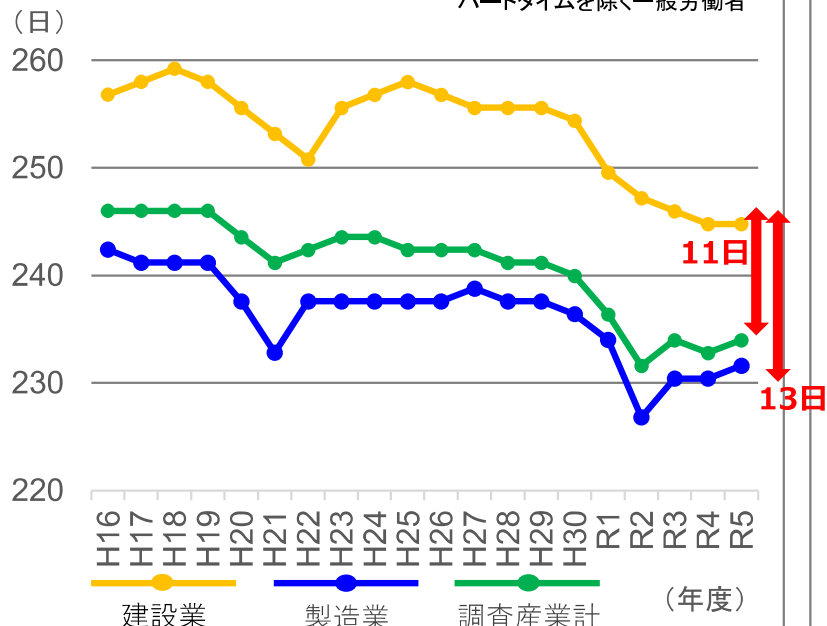


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

建設産業における働き方の現状

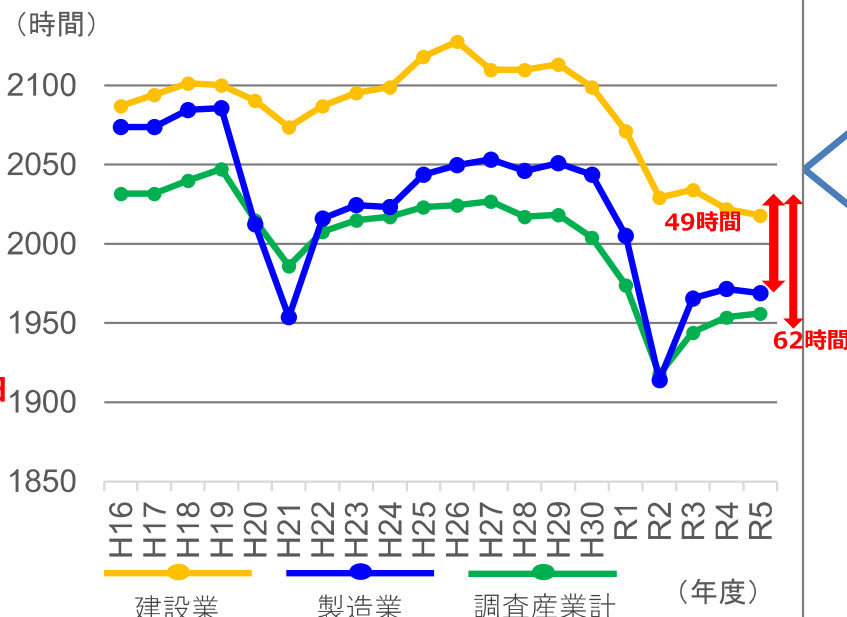
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

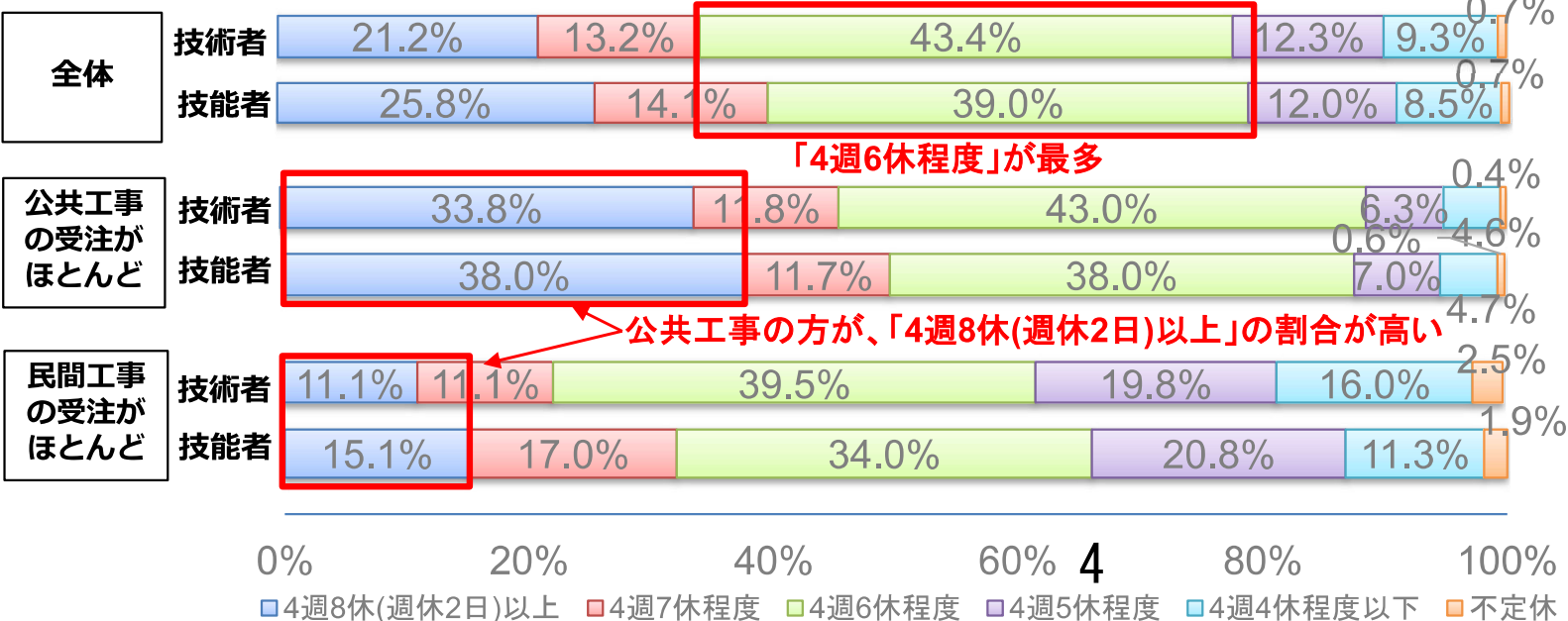
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

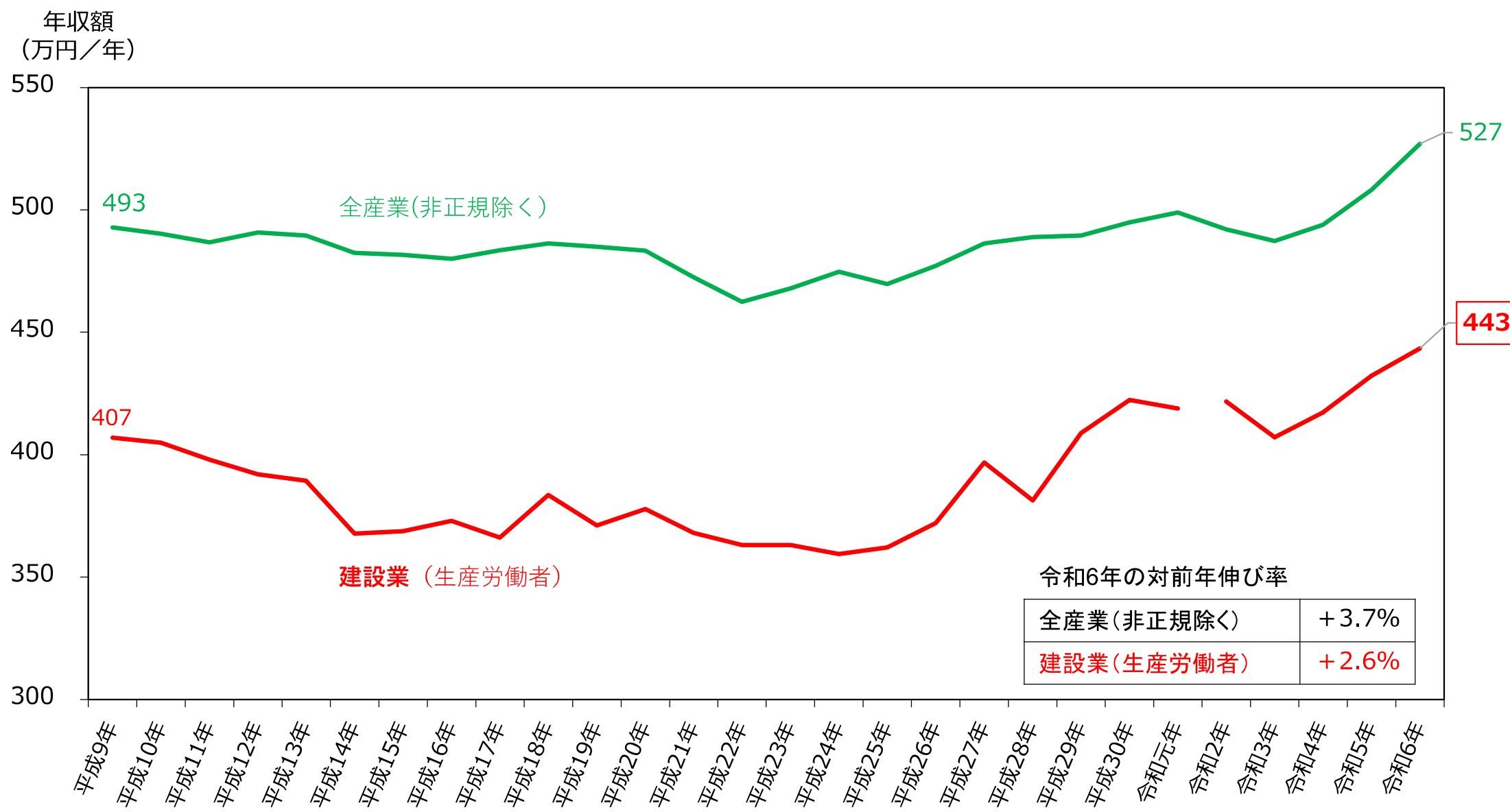
建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

賃金の推移(建設業と他産業との比較)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業(生産労働者)とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

5

- 他の産業よりも給料が少ない

- 他の産業よりも働く時間が長く、休みが少ない

- 若年層の入職者が少ない

地域の
安全・安心
への懸念！

- 中長期的な地域の担い手確保が困難



■ 第三次担い手三法が目指す将来像

☐ 給与がよく

☐ 希望が持て

☐ 休暇が取れ

☐ カッコいい

■ 魅力ある建設産業の実現

新4K！

■ 中長期的な地域の担い手の確保



■ 労務費の確保

☐ 労務費の基準

☐ 著しく低い労務費による見積禁止（受注者）

変更依頼の禁止（注文者）

☐ 不当に低い請負代金の禁止

☐ 取引上の地位を利用した原価割れ契約（注文者）

☐ 総価での原価割れ契約は受注者からも禁止

資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

■ 契約前

- ☐ 資材高騰時の“**変更方法**”を契約書に記載
- ☐ “**おそれ情報**”の通知義務（受注者）

■ 契約後（資材高騰時）

- ☐ 注文者との**変更協議**（受注者）
- ☐ 誠実に協議に応じる努力義務（注文者）

高騰した資材価格の円滑な転嫁・労務費へのしわ寄せ防止

■ 工期ダンピング対策

□ 根拠のない**短い工期**設定

→ **無理な工程管理、長時間労働**

→ **疲弊や手抜き工事の発生**

→ 将来にわたる**担い手確保**への懸念

→ 将来にわたる**工事の品質確保**への懸念

→ **地域の安全・安心**の維持への懸念

■ 工期に関する基準

処遇改善！



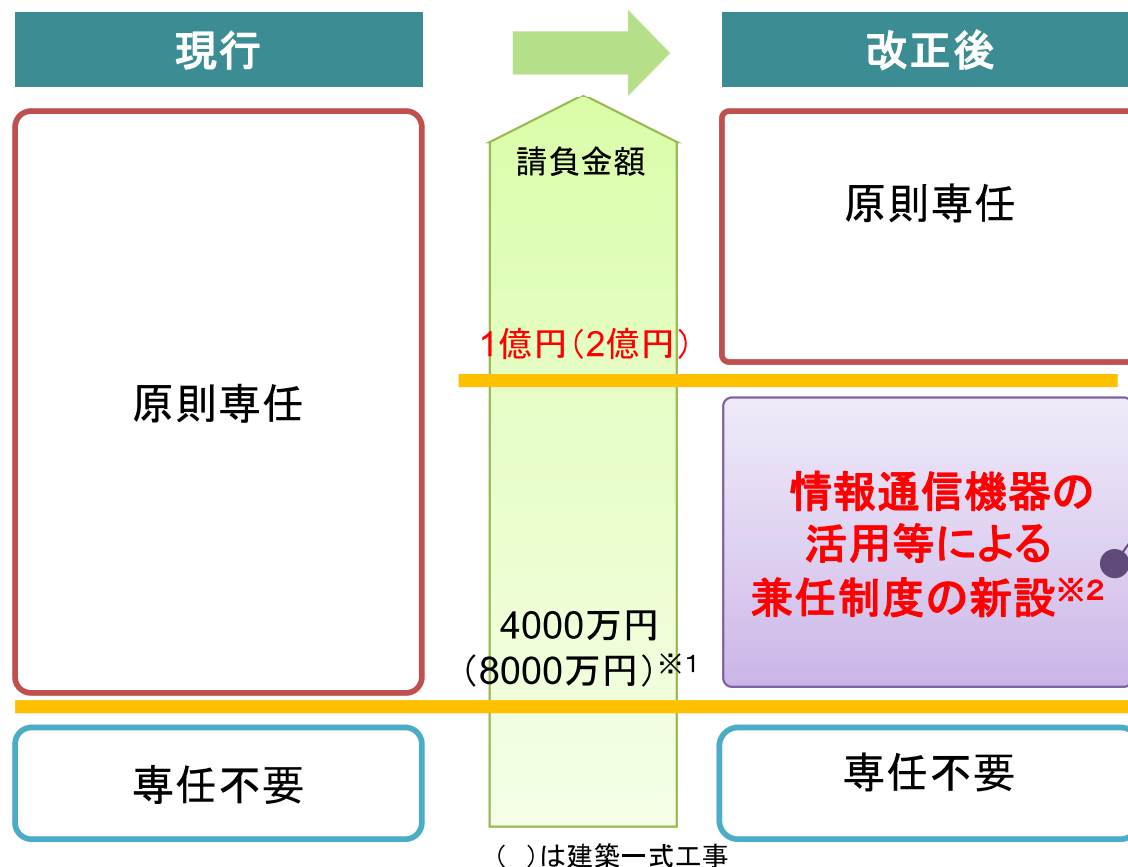
- ☐ 休日
- ☐ 準備期間
- ☐ 猛暑日の考慮
- ☐ 工事の規模
- ☐ 難易度
- ☐ 地域の実情
- ☐ 時間外労働規制の遵守
- ☐ 週休 2 日の確保

■ 建設業者は重要なパートナーという認識

働き方改革の推進・魅力ある建設産業の実現

令和6年12月13日施行

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）



【兼任の要件】(全てに適用する必要)

- ①請負金額(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- ②兼任現場数(政令)
2工事現場以下
- ③工事現場間の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ④下請次数(省令)
3次まで
- ⑤連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置(省令)
- ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
(補足)計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載
- ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額は引き上げ予定(施行日:令和7年2月1日)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注:「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)

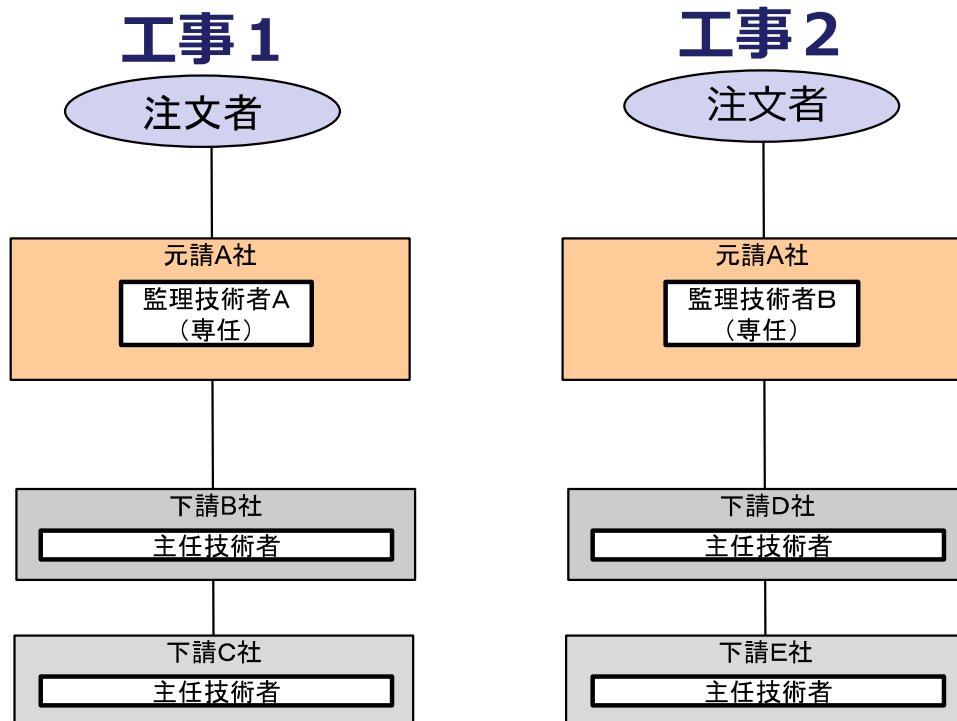
16. 現場配置技術者 ⑧（監理技術者の兼務特例）

○2つの工事を同一の監理技術者が兼務できる場合

- 監理技術者の職務を補佐する者を工事現場に専任で配置した場合には、監理技術者は2現場の兼務が可能となります。
(専任特例2号)
(※専任特例1号との併用はできません。)
- 監理技術者は兼務が可能となるが、監理技術者は建設工事を適正に実施するため、**当該建設工事の施工計画の作成、工程管理・品質管理その他の技術管理**といった業務を引き続き担っています。

【監理技術者が現場に専任する場合】

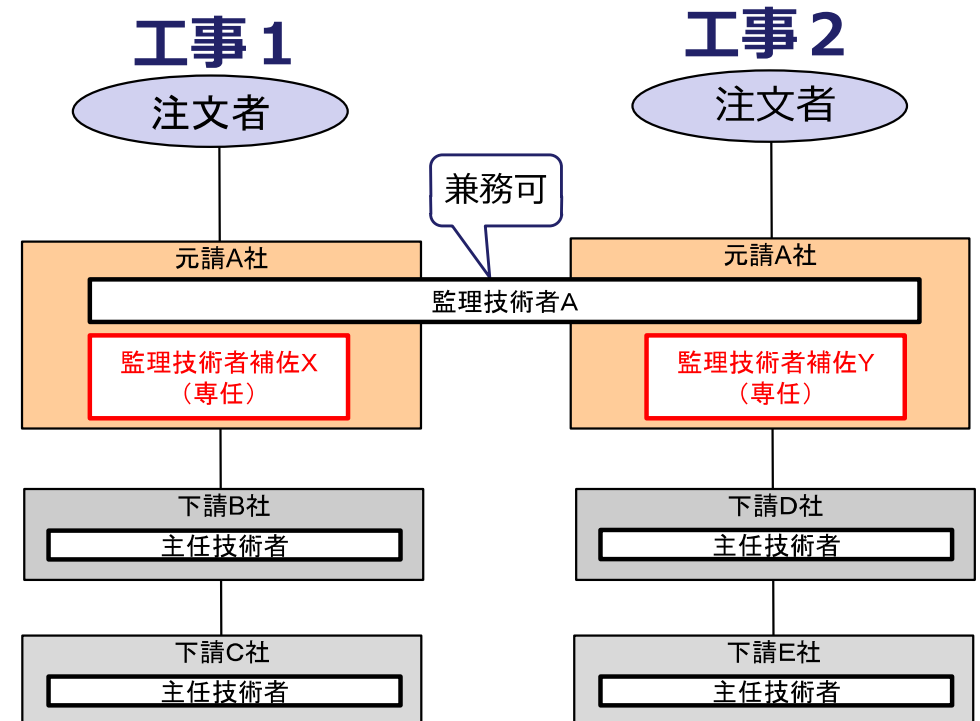
- ・建設工事の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければなりません。



【監理技術者が2現場を兼務する場合】

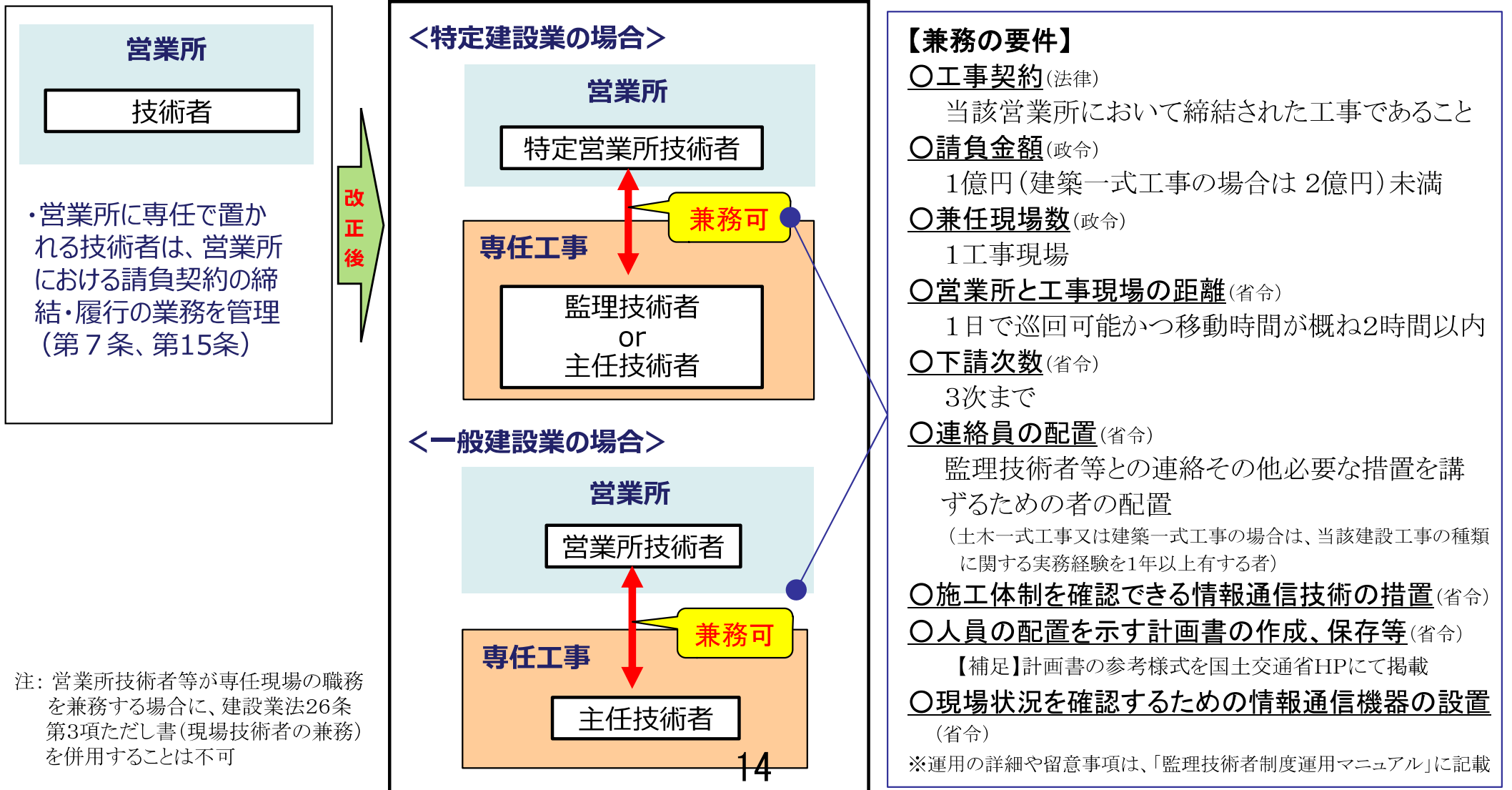
R2.10から適用

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められます（当面2現場）。
- ・政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級技士補※の資格を持つ者とします。※技術検定制度の見直しはR3.4から適用



○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事
について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施。

（建設業法第26条の5）



建設キャリアアップシステムの目的

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



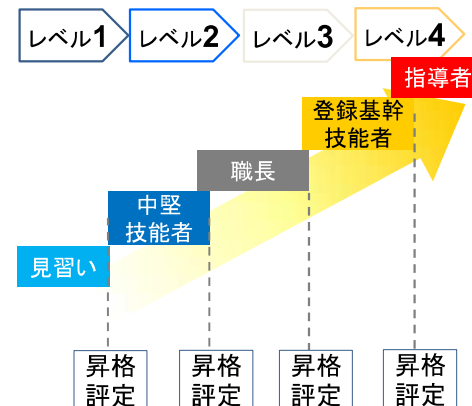
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

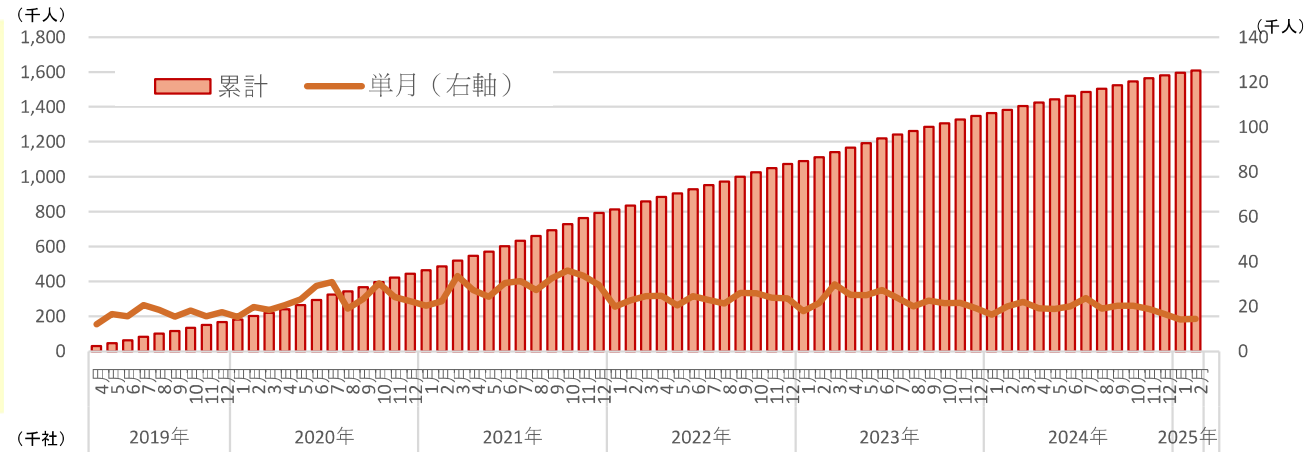
15 社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

建設キャリアアップシステムの利用状況(2025年3月末)

技能者の登録数

162.7万人が登録

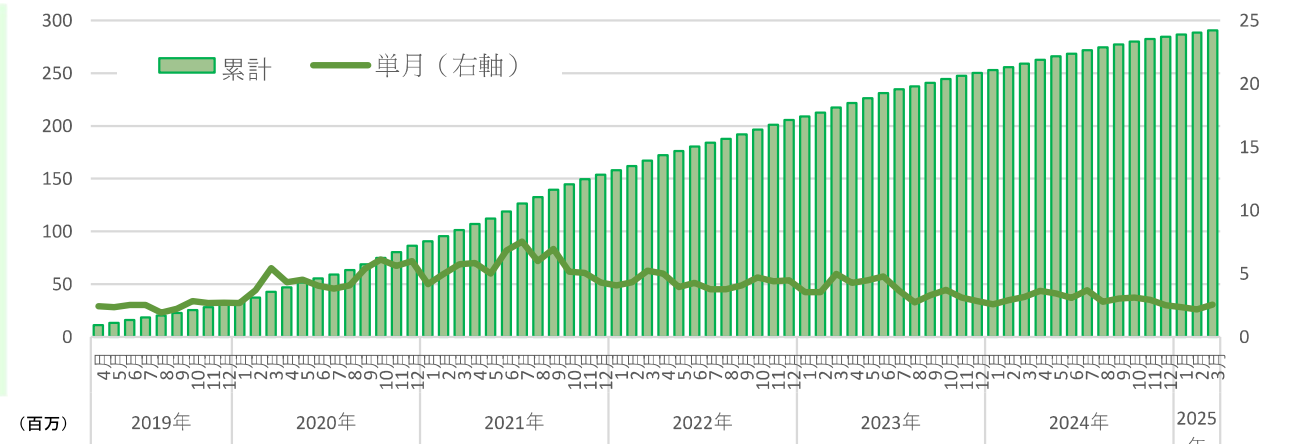
※労働力調査(R5)における建設業技能者数:300万人



事業者の登録数

29万社が登録

※うち一人親方は10万社

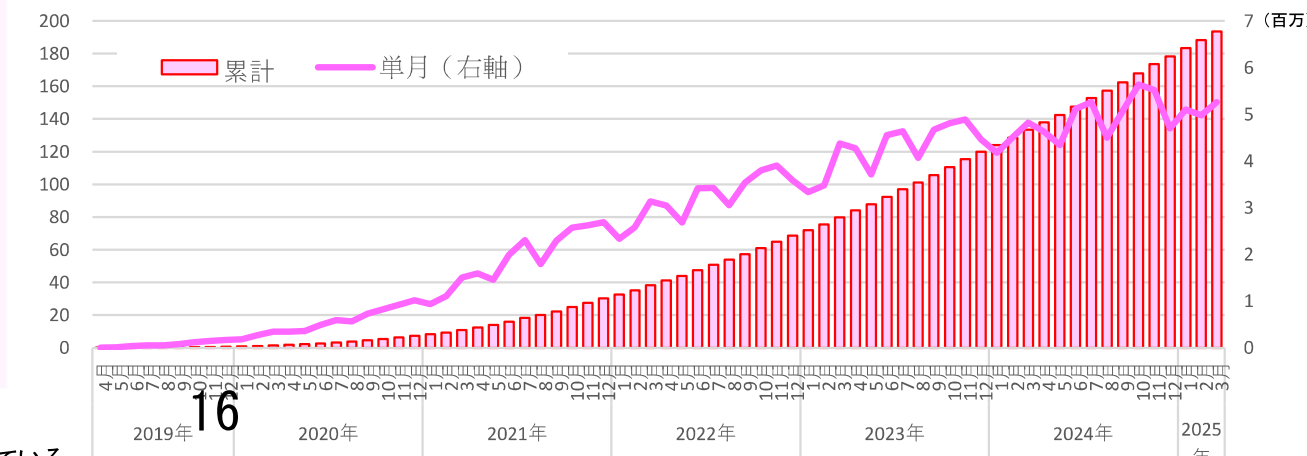


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 19,000万突破

※3月は526万履歴を蓄積



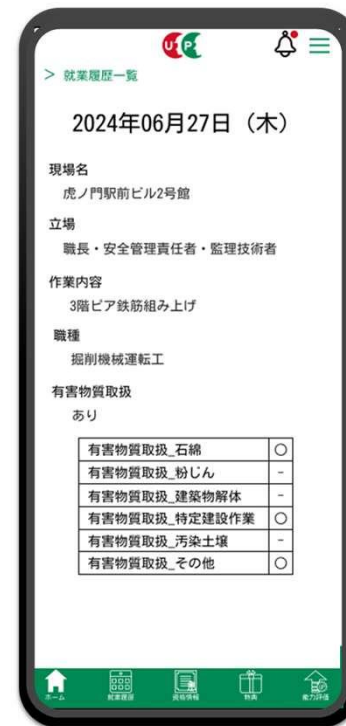
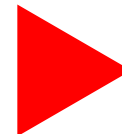
出所: 建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

資格情報



就業履歴



「資格情報」には、登録基幹技能者から技能講習、表彰まで、登録した全ての情報が表示されます。さらに、ワンタッチで、登録した画像データを表示することも可能で、オフライン（電波が届かない）時でも見るできるようになっています。

本アプリでは、PCでCCUSにログインせずに、蓄積された就業履歴を確認することができます。月別に表示される日々の履歴はもちろん、その日の作業内容、立場なども表示可能ですので、自分の履歴が適切に蓄積されているか、手軽に確認することができます。

特典

アプリから、都道府県別・サービス別にCCUS応援団の特典を検索することができます。お手軽に特典を検索、内容を確認してご活用ください。

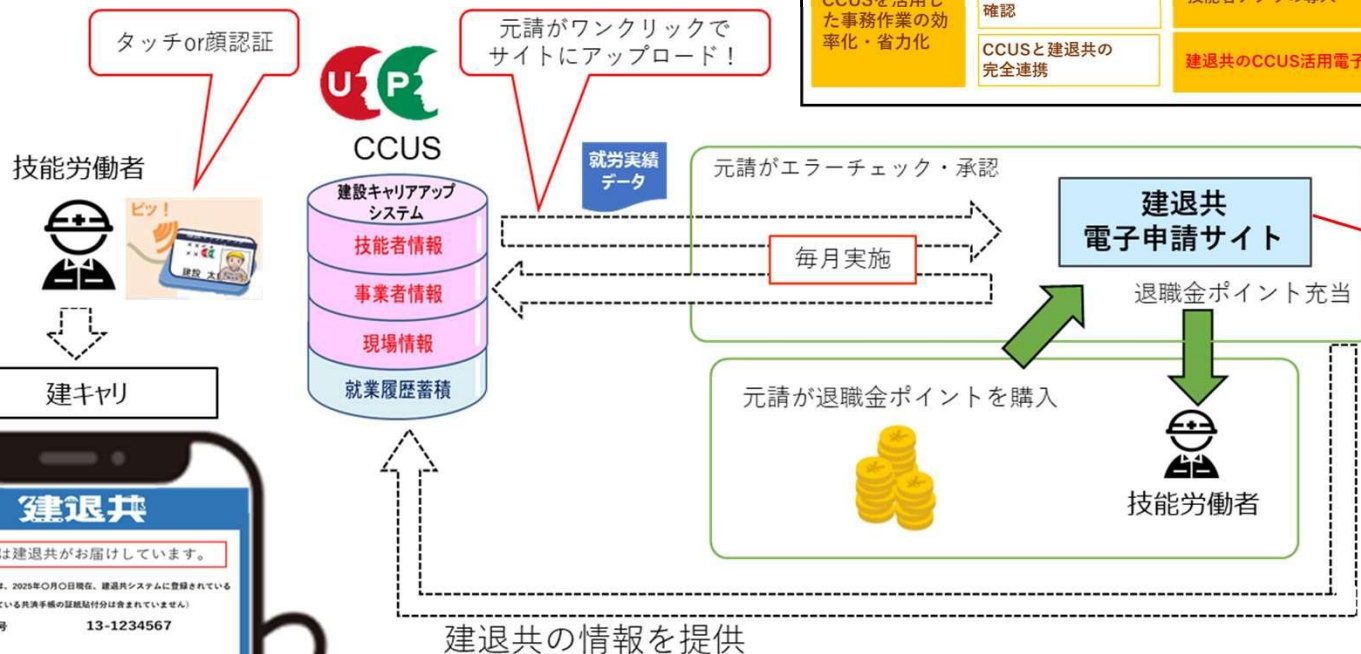
建退共

現在の掛金状況や、退職金の目安などを確認することができます。

建退共とCCUSのさらなる連携について(電子申請方式)

(勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 作成資料より)

電子申請の再構築 (イメージ)

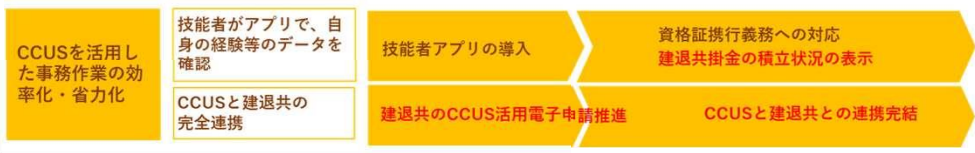


CCUS利用拡大に向けた3か年計画(ロードマップ(建退共部分抜粋))

R6年度

R7年度

R8年度～



2025年(令和7年)秋から新システムを供用開始予定

建退共掛金の積立状況を手元で確認

就業履歴の蓄積に応じた、建退共掛金の積立状況と、退職金の見込み額が手元で確認可能に。
(現在は葉書での通知のみ)

建キャリアの利用状況 (令和6年12月～令和7年2月末時点)

建キャリアアプリ利用者数7,105人のうち、
建退共加入利用者数 1,868人
(うち最大退職金額が820万円の技能者も)

※毎週更新

ご清聴ありがとうございました。

